

交通災害共済に 加入しましょう！

交通災害共済は、住民の会費で支えあう助け合いの見舞金制度です。万一の事故に備え、家族そろって加入しましょう。

年会費 700円
共済期間

9月1日から翌年の8月31日までの1年間(途中加入もできます)

見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

見舞金の額

- ① 死亡 150万円
- ② 傷害(入院・通院実日数に応じて)2万円～50万円
- ③ 身障(身体障害等級1級または2級)50万円
- ④ 交通遺児 遺児1人につき10万円

申込・受付

各地区の行政総務員さんを通じ、パンフレットと申込書が配布されますので、会費を添えて行政総務員さんにお申込ください。

また、環境防災課でも受付しています。

◎請求に必要な書類

必要書類	見舞金種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(集団加入は不要)		○	○	○	○
交通事故証明書等		○	○	○	○
診断書(交通災害共済用)		○			
死亡診断書または死体検案書			○		○
身体障害者手帳				○	
身体障害者診断書の写し				○	
戸籍謄本					○
印かん		○	○	○	○

◆問い合わせ

環境防災課防災班
☎(84)1216

夏の交通安全運動

7月20日(金)～31日(火)

「車にも 乗せようマナーと 思いやり」を、スローガンに夏の交通安全運動が行われます。

- ◎重点目標
1. 子どもと高齢者の交通事故防止
 2. 自転車の安全利用の推進
 3. 飲酒運転の根絶



地域安全ニュース

悪質商法の被害に
遭わないために！

社債、未公開株、外国通貨等の悪質商法による被害が県下で後を絶たず、県民生活を脅かすものとして大きな問題となっています。

【悪質商法による被害事例】

自宅にA証券を名乗る者から「B社のパンフレットが届いていないか？」などと電話が入った後、B社からパンフレットが届いたので、A証券に電話をかけると「そのパンフレットはC市内の居住者限定で送られている物です。B社の株券を買ってもらえれば、当社で3倍の値段でその株を買います」などと勧誘してくる。購入後、株券は届いたものの、A証券ともB社とも連絡が取れなくなった。

◎次の「悪質商法撃退10箇条」をしっかり守り、大切な財産を守りましょう。

悪質商法10箇条

1. 何の用？しっかり聞こう身分と用件
2. おかしいと思ったときはドア閉めて
3. もうかります！だったらあなた(業者)がやればいい
4. あやしいぞ！人のフトコロ聞く業者
5. 勇気だしハッキリ言おう「いりません」
6. しつこいなそんな相手は110番
7. 迷ったらその場で決めずまず相談
8. サインして後で「しまった」もう遅い
9. 契約はしてもお金は後払い
10. あなたです自分の財産守るのは